

ドッグラン利用登録制度の適正化へのQ&A



(有効期間の設定)

Q1 ドッグラン利用登録制度は、どのように変わりますか？

A1 平成22年度から『年度制の有効期間』を設けます。
年度ごとの利用登録制となりますので、毎年、更新手続きをしていただきます。

Q2 有効期間をどのように確認するのですか？

A2 登録証のデザインを一新したプラスチックカードに『年度表示シール』を貼ります。
全員が視認性の良い登録証を掲出していただくことで、確認します(サンプル参照)。

Q3 いつから、新しい登録証に切り替わるのですか？

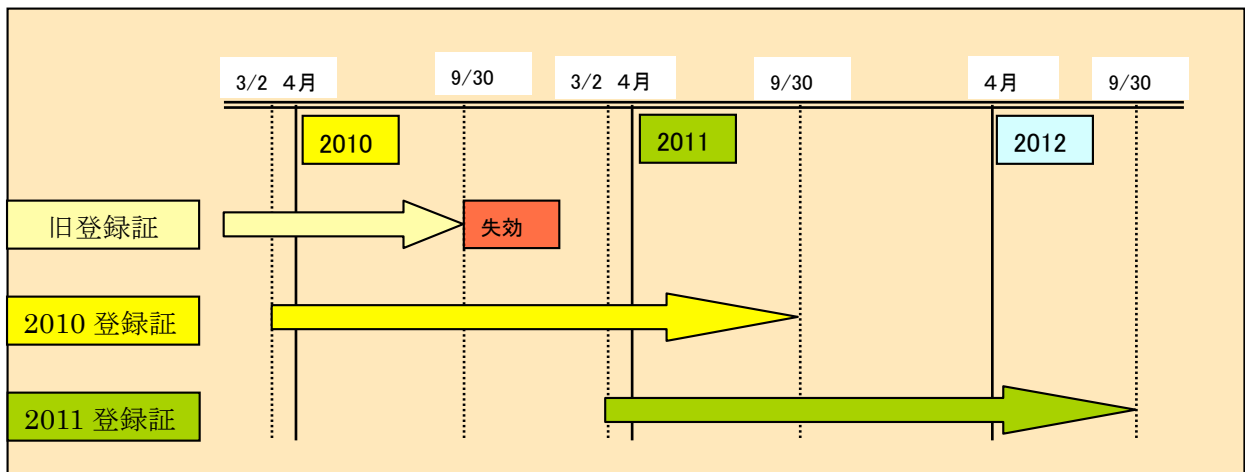
A3 平成22年度分の狂犬病予防注射済票をお持ちの方(平成22年3月2日以降、注射をすると「22年度分の済票」が発行されます)から受け付けます。

①生後91日以上の子犬の所有者は、狂犬病予防注射を4月1日から6月30日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。(狂犬病予防法施行規則第11条1項)

Q4 更新手続きは、いつまでにするのですか。

A4 法令では、4月から6月までに狂犬病予防注射をすること(A3参照)が定められています。
しかし、代々木公園では更新手続きの集中によるご迷惑を避けるため、9月30日まで更新手続きを行うことにしました。
従いまして、代々木公園ドッグラン利用登録証は9月30日まで有効とします。
※ 代々木公園ドッグラン登録数は14,500名を超え、全員が3ヶ月で更新手続きをする場合、毎日160名以上(20人/時間)となり、更新手続きの集中によるご不便、ご迷惑が想定されます。

【切替え及び有効期間のイメージ】



(登録について)

Q 5 これまで登録している人も、鑑札を確認するのですか？

A 5 鑑札は、本来は犬に着けておくべきものです。鑑札番号を確認しますので、今年の更新手続きでは原本の提示をお願いします。

①犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に、区市町村長に登録申請をし、鑑札の交付を受ける(狂犬病予防法第四条1項・2項)

②犬の所有者は、上記鑑札を犬に着けておかなければならない。(同第3項)

③犬の所有者は、狂犬病の予防注射を年1回受けさせ、注射済票の交付を受ける(同法第五条1項・2項)

④犬の所有者は、上記注射済票を犬に着けておかなければならない。(同第3項)

Q 6 今年1月に狂犬病予防注射を受けて利用登録に来た場合は、どうなりますか？

A 6 「21年度の狂犬病予防注射済票」をお持ちですから、今年6月まで旧登録証を発行します。2010登録は、「22年度の狂犬病予防注射済票」の交付を受けた後に更新手続きをお願いします。

Q 7 今年10月以降、新規の利用登録をした場合は、いつ更新手続きをしますか？

A 7 「22年度の狂犬病予防注射済票」をお持ちですから、2010登録証を発行します。
「23年度の狂犬病予防注射済票」の交付を受けた後、9月30日までに更新手続きをお願いします。

Q 8 狂犬病予防注射済証明書(獣医等)で登録受付はできますか？

A 8 畜犬登録(申請)が確認できれば登録受付し、当日限り有効の「仮登録証」を発行します。次回、ご利用時まで注射済票を持参いただき、新登録証を発行します。

(登録証忘れ)

Q 9 登録証を忘れた場合にドッグランの利用はできますか？

A 9 SCで登録者であることを確認後、当日限り有効の「仮登録証」を発行します。確かな「利用登録制度」に切替えるため、仮登録証も掲出を義務づけます。

(登録証の紛失)

Q 10 登録証を紛失した場合はどうなりますか？

A 10 SCで当該年度の登録が確認できれば、本人確認のうえで登録証を再発行します。

Q 11 どうして今、制度を変えるのですか？

A 11 犬の飼い主の義務である畜犬登録と狂犬病予防注射(年1回)の確認を徹底するためです。利用登録制度について、東京都の指導(平成21年5月)がありました。また、指定管理者である公園協会も犬の飼い主のマナーアップに率先して取り組んでいます。

ドッグランの「利用者登録制度」とは

ドッグラン利用の手続きに止まらず、犬の飼い主の義務(畜犬登録や狂犬病予防注射等)を確認するために公園管理所にドッグラン利用者の住所・氏名を登録する制度です。